東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月１５日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	５号機	タービン建屋１階主油タンク室内にあるタービン駆動原子炉給水ポンプ（Ｂ）用の油冷却器の冷却水配管に取り付けられたフローグラスが損傷し、当該部より非放射性の水（純水）の漏えいが認められたため、対応検討	A	9月15日公表済（PDF100kB）

その他：１８件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	廃棄物処理系地下タンク室排ガスドレンポッド廻りにおいて、北側壁面配管貫通部より水漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	１号機	主復水器細管洗浄装置において、ボール回収器（全系）のベント及びドレン配管に詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
3	２号機	原子炉格納容器（トーラス）内作業用電源箱の仮設電源切替を行う為の既設ケーブル解線作業時、配線用しゃ断器本体（Ｓ相）接続端子根元部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
4	２号機	制御棒引抜装置において、「制御棒価値ミニマイザープログラム未完」警報の発生及び起動不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
5	２号機	中央制御室パネル（９－２０）設置の温度記録計において、端子固定用ビスにネジ山潰れが認められたため、当該ビスを交換	D	
6	３号機	プロセス計算機室局所空調機のドレン配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	４号機	所内ボイラ用軽油噴燃ポンプ出口流量積算計の流量特性試験時、計器誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	C	H19年9月7日再審議にてグレード変更 Ｄ　→　Ｃ
8	４号機	廃棄物処理系地下貯蔵タンク室排風機用電動機点検時、軸受外径～ハウジング内径の嵌合値に許容値外が認められたため、当該部を修理	D	
9	５号機	計器の設定確認において、原子炉再循環ポンプシールキャビティ圧力変換器（４台）のヘッド（水頭）値の実測値とデータ記載値間に不整合が認められたため、対応を検討	C	
10	５号機	計器の設定確認において、不活性ガス系原子炉格納容器温度指示計の計器仕様表記載の仕様規格に、誤記が認められたため、対応を検討	C	
11	５号機	主要変圧器の点検時、付属品回路用端子箱下部の扉側蝶番に腐食による剥離が認められたため、当該部を修理	D	
12	５号機	計器の設定確認において、原子炉冷却材浄化系入口温度検出器の計器仕様表記載の設計測定範囲及び型式に誤記が認められたため、対応を検討	C	
13	５号機	計器の設定確認において、原子炉再循環ポンプシールキャビティ圧力指示計（４台）のヘッド（水頭）値の実測値とデータ記載値間に不整合が認められたため、対応を検討	C	
14	５号機	計器の設定確認において、原子炉水位指示スイッチ（２０台）の計器仕様書記載の設定値に、保安規定記載値との若干の不一致があったため、保安規定記載値と一致させるよう変更（誤記の修正ではない）	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	５号機	原子炉安全保護系設定値確認検査のうち、「タービン蒸気加減弁急速閉」用圧力スイッチの漏えいチェックにおいて、計器入口弁にグランドリークが認められたため、検査を中断及び対応検討	D	
16	６号機	中央制御室制御盤（Ｐ６０１）において、警報表示窓（Ａ－１）上部の塗装に剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備破砕機投入コンベアにおいて、詰まりが認められたため、当該コンベアを点検・清掃	D	
18	集中環境施設	雑固体焼却炉前処理設備掻出解袋機において、掻出台車先端の雑固体つかみ爪部分がドラム缶入口部に接触し停止した後、台車の動作不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで